

栃木労働局発表
平成23年10月28日

担 当	栃木労働局 労働基準部 健康安全課	
	健康安全課長	長田賢治
	主任労働衛生専門官	五十嵐理夫
	主任安全専門官	飯野 稔
	電話 028-634-9117	

受動喫煙防止対策助成金制度が10月1日からスタートしました

～栃木県内で中小規模の旅館業、料理店又は飲食店を営する事業主のみなさまへ～

この度、受動喫煙防止対策助成金制度が創設されました。

職場における受動喫煙防止対策を進めるに当たっては、事業者の義務に基づき、全面禁煙や空間分煙の措置を取ることが適当であると報告されています。

しかしながら、顧客が喫煙できることをサービス提供に含めている飲食店、旅館等においては、経費がかさむことから、喫煙室の設置等の受動喫煙防止対策の取組を促進するための財政的支援が求められています。この助成金制度の概要は、次のとおりです。

① 対象事業主

- 労働者災害補償保険法の適用事業主であって、
- 栃木県内で旅館業、料理店又は飲食店を営する中小事業主※であること。

※ 料理店又は飲食店については常時雇用する労働者数が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下、旅館業については常時雇用する労働者数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下であること。

② 助成対象

- 一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費
- 喫煙室以外に受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置に必要な経費

※ 工事前に「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、栃木労働局長の認定を受ける必要があります。

③ 助成率・助成額

費用の1/4（上限200万円）

④ 申請書等提出先及び助成金制度に関する問い合わせ先

栃木労働局労働基準部健康安全課

〒320-0845 栃木県宇都宮市明保野町1-4

TEL 028(634)9117

※ 受動喫煙防止対策に係る相談支援業務及び職場内環境測定支援業務についても、10月からスタートしました。詳しくは、栃木労働局労働基準部健康安全課又は最寄りの県内各労働基準監督署へお問い合わせください。